

市長記者会見

期 日：令和2年5月12日（火）
時 間：午前9時
会 場：第二庁舎 301 会議室

内容

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応方針等の見直し
・・・【環境課、健康づくり課、営業戦略室、小中一貫教育推進課】
- 2 「#三条エール飯プラス」の開始
・・・・・・・・・・【地域経営課、健康づくり課、農林課】
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援（第3弾）
・・・・・・・・・・【税務課、高齢介護課、健康づくり課、商工課】
- 4 「三条縁むすび」が三条市出身の学生を応援・・・・・・・・・・【地域経営課】
- 5 工業流通団地分譲の第3次公募開始・・・・・・・・・・【商工課】
- 6 防災気象アドバイザーが着任・・・・・・・・・・【行政課】
- 7 新型コロナウイルス感染防止グッズ開発
官民合同プロジェクト・・・・・・・・・・【商工課】

報道資料1

令和2年5月12日

報道機関各位

環境課長
健康づくり課長
営業戦略室長
小中一貫教育推進課長



新型コロナウイルス感染症に係る 対応方針等の見直し

三条市では5月11日から新型コロナウイルス感染症に係る対応方針等を見直しました。都道府県をまたいだ人の移動を避ける「過度に恐れる」水際対策を継続しつつ、社会経済活動については、「新しい生活様式」を取り入れながら「正しく恐れる」ことにより平常化を進めてまいります。

1 「過度に恐れる」水際対策の継続

(1) J R 燕三条駅新幹線乗降者数の把握及び公表

首都圏等、県外との人の往来状況を「見える化」するため、5月7日（木）から31日（日）まで、J R 燕三条駅の新幹線乗降者数を独自に調査し、毎日市のホームページで公表しています。

(2) 官民一体宿泊プランの見直し及び継続

特定警戒都道府県から三条市に転入する方を対象としてきた同プランについて、5月7日（木）から、転入する方との同居に不安がある御家族に対象者を変更し、31日（日）まで継続しています。

2 「正しく恐れる」対策の実施

(1) イベント・施設等の利用

「新型コロナウイルス感染症に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）」を見直し、必要な対策を講じた上で5月11日から、イベントや施設利用を再開しています。ただし、屋内運動施設及び屋内運動を目的とした施設の利用などは5月20日まで引き続き中止します。

(2) 小中学校・義務教育学校の臨時休業措置の終了

5月11日（月）から学校を再開しましたが、15日（金）までは給食後の下校とし、学校生活のリズムを整えるとともに、必要に応じて教育相談を実施する期間とします。18日（月）以降は、通常時程です。また、学校の再開に当たり次のとおり感染防止策を講じています。

- ・全ての教育活動において、3密の回避を徹底します。
- ・必要箇所について1日複数回の消毒を実施します。
- ・小まめなうがい、手洗い、咳エチケットを徹底します。
- ・特に1学期間は行事や授業内容を精選して教育課程を編成します。
- ・部活動は5月18日（月）から制限付きで開始します。当面、基礎練習のみとし密接となる活動は実施しません。また、当面、土・日曜日及び祝日の活動は行いません。

※ 万が一、児童生徒などに感染が確認された場合等は、これまでに定めた学校運営・管理体制にしたがって対応します。

- 1(1) 担当:環境課 生活安全・交通係 電話:0256-34-5574
- 1(2) 担当:営業戦略室 営業戦略係 電話:0256-34-5603
- 2(1) 担当:健康づくり課 スポーツ振興室 電話:0256-34-5447
- 2(2) 担当:小中一貫教育推進課 電話:0256-45-1118

新型コロナウイルス感染症に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）

2020. 3. 11 策定 2020. 4. 14 改定
 2020. 3. 23 改定 2020. 4. 17 改定
 2020. 3. 31 改定 2020. 4. 18 改定
 2020. 4. 3 改定 2020. 5. 6 改定

新潟県の地域区分	特定警戒都道府県※1 以外の特定都道府県※2
イベント実施	次のいずれかに該当するイベントを中止又は延期 ・「大規模イベント等」※3 に類するもの ・「3つの密」※4 の回避ができないもの ・屋内で 50 人以上が集まるもの ・「特定警戒都道府県」及び新潟県を除く「特定都道府県」に居住する者が来場するもの ※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するイベントについては、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2 m 程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。 ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするもの ・呼気が激しくなる室内運動 5 月 7 日から 5 月 10 日までの間は、全てのイベントを中止又は延期
施設利用	次のいずれかに該当する施設の利用を中止 ・「大規模イベント等」※3 に類するイベント等のための利用 ・「3つの密」※4 の回避ができないもの ・屋内で 50 人以上が集まるイベント等のための利用 ・「特定警戒都道府県」及び新潟県を除く「特定都道府県」に居住する者の利用 ※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するものは、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2 m 程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。 ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするイベント等のための利用 ・呼気が激しくなる室内運動 1 5 月 7 日から 5 月 10 日までの間は、生活の維持のために必要な施設※5 を除き、全ての施設を利用中止 2 5 月 11 日から 5 月 20 日までの間は、屋内運動施設※6 及び屋内運動を目的とした施設利用を中止
感染予防策	マニュアルに基づき実施

- ※1 特定警戒都道府県とは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（５月４日変更）で示されている特定警戒都道府県をいう。
- ※2 特定都道府県とは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（５月４日変更）で示されている特定警戒都道府県以外の特定都道府県をいう。
- ※3 「大規模イベント等」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年３月19日）における「Ⅲ. 提言等」の「2. 市民と事業者の皆様へ」の「(9)大規模イベント等の取扱いについて」において、主催者がリスク判断を実施して慎重な対応が求められるとされている「大規模イベント等」をいう。
- ※4 「３つの密」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年４月１日）における「Ⅳ. 提言」の「1. 地域区分について」の「(2)地域区分の考え方について」に記載する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という３つの条件が同時に重なる場をいう。
- ※5 「生活の維持のために必要な施設」とは、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年４月16日変更）を踏まえて整理した次の施設をいう。

三条市役所各庁舎、嵐南サービスコーナー（嵐南公民館内）、斎場、東三条駅前駐車場、清掃センター、汚泥再生処理センター、緑のリサイクルセンター、道の駅漢学の里（売店・レストランに限る）、道の駅庭園の郷保内（売店・レストランに限る）、定期市、三条ものづくり学校（レストラン・オフィスに限る）、子育て拠点施設あそぼって（一時預かりに限る）、子育て拠点施設すまいるランド（一時預かりに限る）、青少年育成センター（相談業務）、保育所等、児童クラブ、子育て支援センター（一時預かりに限る）、消防本部・消防署

- ※6 屋内運動施設とは、「新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお願い」（令和２年５月５日 新潟県知事）を踏まえて整理した次の施設をいう。ただし、会議等の運動以外を目的とした施設利用を除く

厚生福祉会館体育館、とたにコミュニティセンターアリーナ、曲谷多目的集会施設運動場、労働安全衛生推進施設トレーニングルーム（体育館）、旧荒沢小学校体育館、地区公民館及び分館、総合福祉センター多目的ホール、体育文化会館、栄体育館、大面体育館、下田体育館、ウエルネスしただ、市民プール、グリーンスポーツセンター体育館、ソレイユ三条多目的ホール、三条ものづくり学校多目的ホール、農業体験交流センター多目的交流研修室、八木ヶ鼻温泉保養交流施設スポーツセンター（はやぶさ）、農業体験学習施設体育館、小・中学校体育館（学校教育での利用を除く）

報道資料2

令和2年5月12日

報道機関各位

地域経営課長
健康づくり課長
農林課長



三条市
SANJO CITY

「#三条エール飯プラス」の開始

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店を支援するため取り組んできたこれまでのテイクアウトやデリバリーの情報発信に加え、「新しい生活様式」に適応した店舗等の情報を発信する「#三条エール飯プラス」を開始しました。

「#三条エール飯プラス」とは、市内飲食店で安心して飲食いただけるよう「新しい生活様式」に適応した店舗等を三条市が SNS 等を通じて PR していくものです。

・「#三条エール飯@ミセ」

三条市が示す行動基準に協力いただける店舗を SNS 等で当該店舗の利用イメージとともに発信します。

・「#三条エール飯@ソト」

三条市が示す行動基準に協力いただける店舗等の駐車場などを活用した屋外の新たな飲食空間を SNS 等で当該空間の利用イメージとともに発信します。

・「#三条エール飯@ウチ」

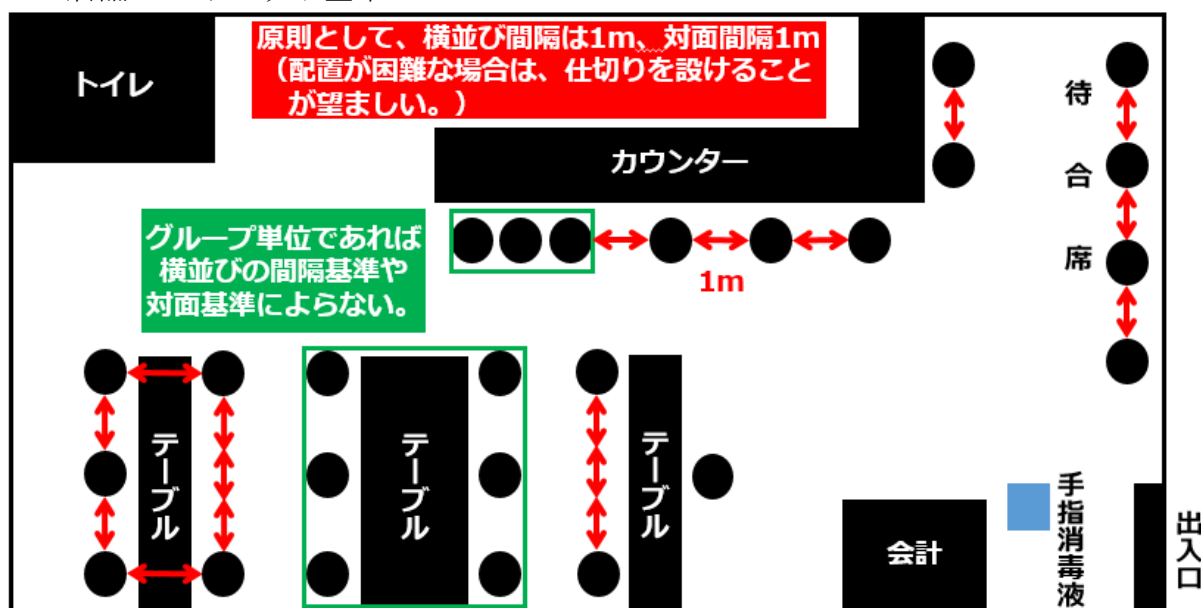
各店舗のお弁当などの情報を SNS で発信します。

※ 「@ミセ」及び「@ソト」の行動基準は別紙のとおりです。

担当:健康づくり課 食育推進室 大泉
電話:0256-34-5448

「#三条エール飯@ミセ」に係る店舗における行動基準について

1 店舗のレイアウト基準



※「グループ」：家族単位や会社単位など、連絡を取り合えるまとまり

※小上がりの場合も同様とします。

2 「新しい生活様式」に基づく店舗運営上の基準

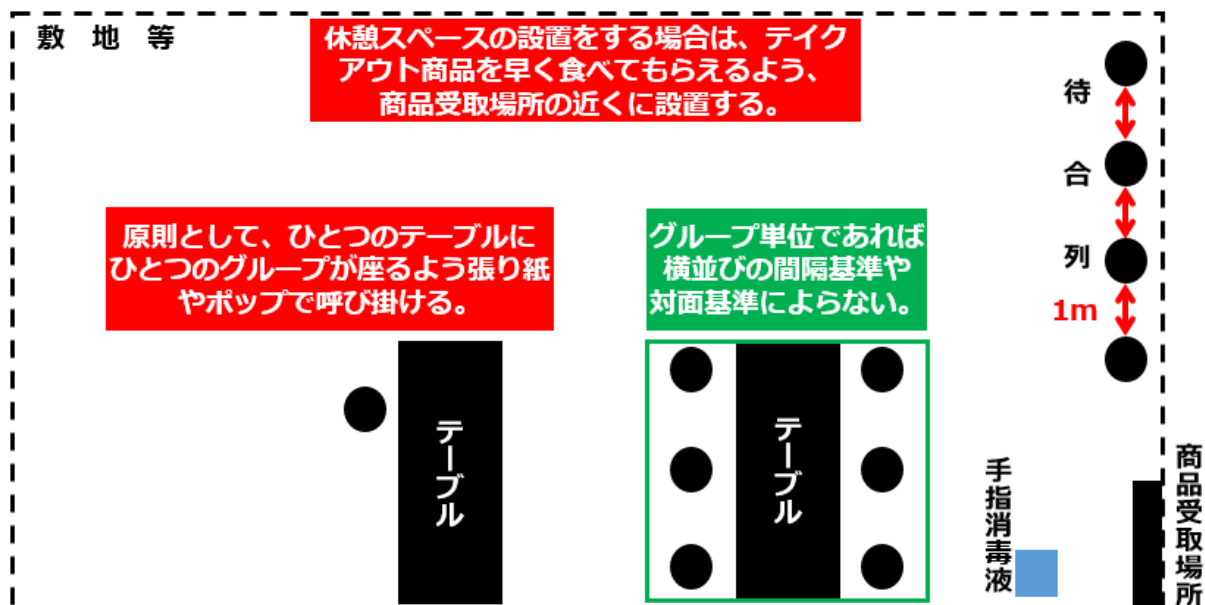
(※上記のレイアウト基準は必須)

時 点	店 舗	利用客
入店時	- 手指消毒液を設置する。 - 待合中の混雑を避け、車内待機等の屋外待機を依頼する。	- 発熱や風邪の症状がある場合は入店しない。 - 着席までマスクを外さない。 - 手指消毒をする。
飲食時	一人一品の料理提供が困難な場合は、トングや菜箸などを用意する。	- 料理を取り分ける際は、自分の箸ではなく、店舗側が用意したトングなどを使用する。 - お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。
会計時	金銭の授受時にはトレイを活用するなど直接手渡しをしない。	- 電子決済を活用する。 - 代表者が取りまとめて支払うなど、会計時の混雑を生まない。
片付け時	テーブルなど、利用客が頻繁に触る物品や箇所は、特にこまめに消毒する。	食べ終わったらなるべく早く席を譲るよう配慮する。
常 時	- 発熱や風邪の症状がある場合は従事しない。 - 従業員は手指消毒するとともに、マスクを着用する。 - こまめに換気する。 - トイレにはペーパータオルを設置する。	

※店舗側：カウンターでの商品提供が主体である場合は、アクリル板で店舗側と客席側を仕切るなどの配慮をお願いします。

「#三条エール飯@ソト」に係る屋外における行動基準について

1 テイクアウト休憩所のレイアウト基準



※「グループ」：家族単位や会社単位など、連絡を取り合えるまとまり

2 「新しい生活様式」に基づくテイクアウト休憩所運営上の基準

(※上記のレイアウト基準は必須)

時 点	出店者	来場者
来場時	- 会計時に混雑を生まないう、商品の写真等を表示し、来場者が商品を決めやすくする。 - 来場者が多い場合は、整理券の配布や入場制限を行う。	- 発熱や風邪の症状がある場合は入場しない。 - 飲食時を除きマスクを外さない。
待合時	1メートル間隔でマーキング表示する。	1メートル間隔で並ぶ。
会計時	金銭の授受時にはトレイを活用するなど直接手渡しをしない。	- 電子決済を活用する。 - 代表者が取りまとめて支払うなど、会計時の混雑を生まない。
飲食時	手指消毒液を設置する。	手指消毒をする。
片付け時	テーブルなど、利用客が頻繁に触る物品や箇所は、特にこまめに消毒する。	食べ終わったらなるべく早く席を譲るよう配慮する。
常 時	- 発熱や風邪の症状がある場合は従事しない。 - 従事者は手指消毒するとともに、マスクを着用する。	

令和2年5月12日

報道機関各位

税務課長
高齢介護課長
健康づくり課長
商工課長



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者等への支援(第3弾)

緊急事態宣言の延長等を受け、影響を受ける事業者等の雇用の維持と事業の継続などを図るため、次の支援を実施します。

1 事業継続等支援補助金における固定費補助制度の新設

現行の休業手当等、家賃賃借料等、固定資産税等、水道料金等に対する補助に加えて、新たに次の固定費を、ひと月当たり10万円を上限に補助する制度を設けます。(支援期間：令和2年4月1日から5月31日まで)

備品等リース料、光熱費、通信費、保険料、車両維持費、福利厚生費など

2 雇用調整助成金の前倒し貸付け

雇用調整助成金の支給に時間を要していることを踏まえ、市独自の上乗せ補助に加え、国から助成金が支給される前に、国の助成金の50%相当額を無利子で貸し付けます。

支援期間：令和2年4月1日から5月31日まで

3 雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金制度

三条信用金庫が行う「さんしん雇用調整助成金つなぎ資金※」の貸付を受けた市内の事業者に対し、利子を全額補給します。

※ 国の雇用調整助成金が支給されるまでのタイムラグを解消するための融資制度

4 市税等の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に市税等の減免を行います。

(1) 個人住民税

ア 対象者

(ア) 国の持続化給付金を受ける個人事業者

(イ) 国の持続化給付金を受ける事業者から給与等を受けている者で、かつ、令和2年1月から5月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している者（国の雇用調整助成金の対象となっている者を除く。）

イ 減免する金額 令和2年度 第1期分

(2) 国民健康保険税

ア 対象世帯

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下
- ・減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

イ 減免する金額

上記(ア)…全額免除

上記(イ)…減免の対象となる国保税額※1×減免の割合

前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	全部
400 万円以下	8 / 10
550 万円以下	6 / 10
750 万円以下	4 / 10
1,000 万円以下	2 / 10

※1 世帯全体の国保税額×世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷世帯全体の前年の合計所得金額

ウ 適用期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

(3) 介護保険料

ア 対象者

(ア) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上）

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上）

- ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上

・減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

イ 減免する金額

上記(ア)…全額免除

上記(イ)…減免の対象となる保険料額※2×減免の割合（今後変更になる可能性があります。）

前年の合計所得金額	減免の割合
200 万円以下	全部
200 万円超	8 / 10

※2 第1号被保険者の保険料額×主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額÷主たる生計維持者の前年の合計所得金額

ウ 適用期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

5 申請・申込窓口

- (1) 4月23日（木）～5月31日（日）
厚生福祉会館（三条市旭町2-6-11）

※ 土・日曜日も受け付けています。

- (2) 6月1日（月）～12月30日（水）
経済部商工課（市役所第二庁舎内）

※ 受付時間は午前9時～午後5時です。

担当:商工課 商工係
電話:0256-34-5610

報道資料4

令和2年5月12日

報道機関各位

地域経営課長



「三条縁むすび」が三条市出身の学生を 応援

この度、県外在住の若者を支援するボランティア団体「三条縁むすび」が設立され、三条市出身の学生にふるさとからの応援の気持ちを届けるプロジェクトが始まりました。

1 「三条縁むすび」

三条市を離れ不安を抱えながら日々過ごしている学生を少しでも応援するために設立された非営利の任意団体

・共同代表

長野源世（NPO 法人えんがわ）、大脇政人（株式会社 FoundingBase）

・連絡先等 電話：090-7592-6948 メール：sanjo.enmusubi@gmail.com

ホームページ：https://sanjo-en-musubi.localinfo.jp/

2 プロジェクトの概要

帰省を自粛している三条市出身の学生の不安を軽減するとともに、その生活を支援するため、市民から寄附を募り応援物資を送るもの。ネット上で学生からの希望を受け付け、市民からの寄附状況に応じて順次、発送していく。

※ 5月8日に、第1便として米1.5kg、三条カレーラーメン等をセットで発送しました。

3 関連 URL

【申込みフォーム】 <https://forms.gle/fioDiFYsTtsK8Meg7>

【Twitter】 <https://twitter.com/LMVSANub3ZhTMX>

【Facebook】 <http://urx.red/WuG2>



申込みフォーム



Twitter



Facebook

4 その他

三条市では、同プロジェクトの物資配送経費を負担するとともに、SNS 等での情報発信に協力します。

担当：地域経営課コミュニティ推進係 諸橋
電話：0256-34-5646

報道資料5

令和2年5月12日

報道機関各位

商工課長



工業流通団地分譲の第3次公募開始

栄地域に造成している工業流通団地の第3次公募を4月27日（月）から開始しました。引き続き、あらかじめ区画を決定して販売する方法ではなく、企業のニーズに対応した「セミオーダー方式」による分譲を行います。

用地も残りわずかですが、多くの皆様からの応募をお待ちしております。

- 1 公募期間 4月27日（月）～7月31日（金）
- 2 対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業
※ 上記業種以外の企業はお問合せください。
- 3 分譲面積 6.5ha（別紙のとおり）
- 4 分譲開始時期 令和3年中
- 5 分譲価格 約50,000円程度／坪
- 6 募集要領 商工課で配布（ホームページからもダウンロードできます。）
- 7 申込先 商工課

（担当：商工課 商工係 丸山
電話：0256-34-5610）

報道資料6

令和2年5月12日

報道機関各位

行政課長



防災気象アドバイザーが着任

出水期に合わせて防災気象アドバイザーが着任します。災害発生時に災害対策本部においてアドバイスを行うとともに、地域で気象を切り口とした防災講座を実施するなど地域防災力の強化に取り組めます。

1 防災気象アドバイザー

(1) 氏名 内藤 雅孝

(2) 略歴 三条市において、昨年度の6月から9月まで防災気象アドバイザーとして従事

日本気象予報士会新潟支部に所属し、気象予報士や防災士としての知見を活かした気象に関する講演を全国各地で実施

2 雇用期間

5月1日（金）～10月31日（土）※行政課に常勤

3 主な業務

- (1) 災害対策本部における避難情報の発令等に関するアドバイス
- (2) 市職員に対する防災気象情報の読み解き方の指導
- (3) 地域や学校における気象災害についての出前講座 など



昨年度の地域での出前講座

担当:行政課 防災対策室 谷間
電話:0256-34-5517

報道資料7

令和2年5月12日

報道機関各位

商工課長



新型コロナウイルス感染防止グッズ開発 官民合同プロジェクト

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当市のものづくり技術を生かした官民合同による感染防止グッズの開発・製造プロジェクトが始動しています。

1 プロジェクト概要

官民が一体となり、ものづくりのまち三条の力を結集することで、新型コロナウイルス感染防止対策に有効なグッズを開発し、活用していくことを目指します。

2 プロジェクト用特設サイト

製品アイデアや製造企業の募集などは、(株)MGNET が運営するオンラインものづくりプラットフォーム『CrowdCraft(クラウドクラフト)』内の特設ページで行います。

CrowdCraft HP <https://crowdcraft.mgnet-office.com/ja>

3 プロジェクト第1弾

- (1) フェイスシールド (パール金属株式会社)
- (2) アクリル衝立 (株式会社ハイサーブウエノ)
- (3) アクリル衝立 (株式会社アズサ)
- (4) 靴底消毒トレイ (有限会社クリエイティブキッズ)

〔担当:商工課 商工係 横山〕
電話:0256-34-5609